

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

タイ王国

【変更】

外貨建長期発行体格付 格付の見通し	A- → A 安定的
自国通貨建長期発行体格付 格付の見通し	A → A+ 安定的

■ 格付事由

- (1) インドシナ半島の中央部とマレー半島の北部に位置する立憲君主制国家。格付は、輸出産業を中心とする強固な経済基盤、金融システムの安定性、強固な対外ショックに対する耐性などを主に反映している。新型コロナウイルス感染症の新規感染者数減少を踏まえて観光客も徐々に戻りつつあり、22年の実質 GDP 成長率は3%程度を実現する見込みである。外国からの直接投資の集積により製造業が充実し、ASEAN における輸出基地として経済基盤が強化されて中長期的な成長ポテンシャルが向上、今後数年は4%以上の経済成長の持続が見込まれる。歳入面では税制改革を通じて財政基盤が強化される一方、感染症の収束に伴い財政支出も抑制されており、財政赤字を縮小し公的債務対 GDP 比を70%以下に抑制するという目標は遵守可能と見ている。感染症拡大以前の経常収支黒字の累積を背景に対外債権者ポジションは強化されており、対外ショックに対する耐性も増している。以上を踏まえ、格付を外貨建・自国通貨建それぞれ1ノッチ引き上げた。見通しはいずれも安定的。また、タイのカントリーシーリングを1ノッチ引き上げて「AA-」とした。
- (2) タイ政府は長年、税制優遇措置を積極活用して外国企業の誘致に取り組んできた。また「東部経済回廊(EEC)」など重点地域を設定したインフラ開発でも成果を上げており、東南アジア域内の自動車や電機・電子産業などのサプライチェーンのハブとしての地位を築いている。21年の財・サービス輸出入対 GDP 比率はそれぞれ60%を上回り、貿易依存度は高い。政府は、16年に「タイランド4.0」と称する20年間の長期開発計画を策定して、デジタル経済の発展と新世代産業の育成を柱としてさらなる産業高度化に取り組んでいる。また、観光資源が豊富でコロナ以前は年間4,000万人（19年）の外国人がタイを訪れていたが、20年は感染症拡大に伴い外国人訪問客は途絶し関連産業に大きな打撃を与えた。22年5月以降、感染症の沈静化と移動規制の緩和にともない外国人訪問客数も回復しつつある。足元ではエネルギー価格や食品価格の上昇がインフレをもたらし、22年のヘッドラインのインフレ率は6%を超えると推定されている。これに対して中央銀行は8月の政策会合以降、政策金利の引き上げに動いた。政府は、経済政策の焦点をコロナ禍後の回復からインフレ対策へと軸足を移しつつある。今後、インフレの動向と政府の政策対応に注目していく。
- (3) 財政面では、16年の相続税の導入のほか、20年には固定資産税の徴税が開始され、継続的な税制改革を通じて財政基盤が強化されている。感染症対策の結果生じた財政赤字の穴埋めのため借り入れが拡大し、公的債務対 GDP 比は22年9月には60.67%に達した。感染症の収束に伴い財政支出も抑制されており、公的債務対 GDP 比を70%以下に抑制するという目標は遵守可能と JCR は見ている。政治面では首相任期8年のカウントを暫定政権就任からとする野党の主張を受けて憲法裁判所は22年8月にプラユット首相の公務停止を命じたが、9月に同裁判所は任期のカウントは17年4月の現憲法発行時点からとする判断を示し、プラユット首相は公務に復帰した。23年3月には期間満了に伴う下院選挙が予定されている。
- (4) 21年はエネルギー価格上昇にともなう輸入の増加および輸出と観光収入の回復の遅れから経常収支は赤字となったが、感染症の沈静化に伴い観光客も戻りつつあり、23年以降は経常収支黒字を回復すると見られる。外貨準備高（金除く）は、過去の経常黒字の累積を背景に22年6月末時点で2,081億米ドルと高水準となっている。これは同時点の短期対外債務の2.7倍に相当し、総対外債務1,941億米ドルを大きく上回る。

(担当) 増田 篤・上野 倫久

■ 格付対象

発行体：タイ王国（Kingdom of Thailand）

【変更】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A	安定的
自国通貨建長期発行体格付	A+	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

- 信用格付を付与した年月日：2022年11月8日
- 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：増田 篤
- 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
- 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」（2021年10月1日）として掲載している。
- 格付関係者：
（発行体・債務者等） タイ王国（Kingdom of Thailand）
- 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
- 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が公表した経済・財政運営方針などに関する資料および説明
・ 経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
- 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発行体もしくは中立的な機関による対外公表という、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
- 非依頼格付について：
本件信用格付は格付関係者からの依頼に基づかない信用格付である。国に対する信用格付である場合を除き、依頼に基づく格付と区別するため格付記号の後に「p」を表示している。格付関係者からは、信用評価に重要な影響を及ぼす非公表情報を入手していない。
- 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
- JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■ NRSRO 登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル